

政策評価審議会 政策評価制度部会（第9回）議事要旨

1. 日 時 平成29年2月3日(金)13時30分から15時30分

2. 場 所 中央合同庁舎2号館 総務省第1会議室

3. 出席者

(委員)

岡素之政策評価審議会長、谷藤悦史政策評価制度部会長、田中弥生委員、田淵雪子委員、白石小百合臨時委員、森田朗臨時委員、小野達也専門委員、加藤浩徳専門委員、岸本充生専門委員、田辺国昭専門委員、堤盛人専門委員

(総務省)

讃岐行政評価局長、古市官房審議官、清水総務課長、長瀬企画課長、武藤政策評価課長、川村政策評価課企画官、山田政策評価課企画官、飯塚客観性担保評価推進室長

4. 議 題

- 1 目標管理型の政策評価の改善方策の検討
- 2 規制に係る政策評価の改善方策の検討
- 3 公共事業に係る政策評価の改善方策の検討

5. 資 料

資料1 目標管理型の政策評価の改善方策（平成28年度）（検討案骨子）

資料2 規制に係る政策評価の改善方策（平成28年度）（検討案骨子）

資料3 公共事業に係る政策評価の改善方策（中間取りまとめ検討案骨子）

資料4 次回の審議日程

参考 政策評価制度部会関係資料

6. 会議経過

(1) 事務局から、目標管理型の政策評価の改善方策について、資料1に沿って説明が行われた。

その後、目標管理型評価ワーキング・グループの谷藤主査、田中委員、森田委員及び小野委員から補足説明があり、意見交換が行われた。意見等の概要は以下のとおり。

- ・ 目標に対して因果関係が明確な測定指標を設定することについて、目標と測

定指標との間に因果関係があるわけではないため、「因果関係」ではなく、「関係性」という言葉にすべきとの意見があった。本意見に対し、「因果関係」という言葉でも、文脈から読み取ることが可能であるため、問題はないのではないかと意見があった。

- ・ 今後の取組について、政策評価自体が改善されているかについての分析や点検を実施するなどの取組を行って欲しいとの意見があった。
- ・ 政策策定の現場において、目標管理型の政策評価を通じて、政策の水準を上げて欲しいとの意見があった。また、目標管理型の政策評価の改善方策のチェックリストの作成は良い取組であり、政策評価の現場において活用して欲しいとの意見があった。
- ・ 複数の測定指標の間でトレードオフの関係となる場合、どのように政策の効果を測定するのかとの質問に対し、測定指標間を階層化し、主要な測定指標を明らかにすることにより、どの測定指標で測定するのかがわかるとの回答があった。また、施策のロジックモデルを作成して各測定指標との関係を可視化してみると良いとの回答があった。そのほか、事務局から、本改善方策において作成した仮想的な施策「育児と仕事の両立」について、ロジックモデルの形式で施策の体系図を事務局で作成してみたが、苦労も多いが得るところも大きいいため、次年度以降にも検討したいとの説明があった。
- ・ 複数年度に渡る施策について、政策評価の担当者が測定指標を変更すべきと考えた場合は、すぐに変更するのかとの質問に対し、事務局から、測定指標を変更する場合は、測定指標の目標値が達成された、施策の効果を測る上でより適切と思われる情報が把握可能となったなど、測定指標の変更理由を説明する必要があるとの回答があった。
- ・ 上記に関連し、測定指標を固定化すると実態に照らして不適切となる場合があるため、測定指標や目標の柔軟な変更は認める一方で、変更理由を説明する必要があるとしているとの説明があった。
- ・ 関連する達成手段数が0の測定指標が一つだけあった場合にも、測定指標の再設定や達成手段の追記をする必要があるのかとの質問に対し、事務局から、測定指標と関連する達成手段数が0となっている測定指標について、例えば、国ではなく、地方自治体などが担っている事業の実施状況や成果を測定指標で表しているものがあるが、その場合であっても達成手段の追記などは可能ではないかと回答があった。また、一方で、例えば国際会議の出席回数など、その測定指標と関連する達成手段を記載することが困難と考えられる場合もあり、その場合には、目標管理型の政策評価に適しているか否か、また、評価方法の移行先としての総合評価の評価手法の開発も含めて検討する必要があるのではないかと回答があった。
- ・ 政策評価の結果について分析することは重要であるが、現場に対しては、施策を体系的に可視化するなど具体的な方法を提示した方が、政策評価を実施し

やすくなるのではないかとの意見があった。また、行政事業レビューとの連携について、現在は、事前分析表の該当欄に行政事業レビュー事業番号を記入することにとどまっているため、両者の連携強化について検討するべきではないかとの意見があった。

- ・ 上記に関連し、本改善方策は、政策評価と行政事業レビューとの関係を明確化するためでもあり、行政事業レビューは施策の達成手段の成果を測ること、目標管理型の政策評価は施策を評価することを担当として役割分担をしたいと考えており、その上で政策評価を新しい政策開発などに活用して欲しいと考えているとの説明があった。
- ・ 目標の設定について、達成が困難な目標と容易な目標を設定している場合について議論しているかとの質問に対し、事務局から、K P Iのように政治的に決められる目標は相当程度高い目標に設定されているものが多い傾向にあるのではないかとの回答があった。
- ・ 上記に関連し、今年度は測定指標に重点を置いて議論を行っており、目標の難易度については議論していないとの説明があった。また、大きな目標に向かって政策を実施すべきであるが、目標が抽象的であるため、アウトプットに近い目標を設定しているものがあるとの説明があった。そのほか、目標設定についての問題意識はあり、目標値の設定根拠を事前分析表に記入することとなっていること、チェックリストに測定指標の目標値が施策の目指すべき水準を示しているかを確認する項目があることの説明があった。
- ・ 目標のブレイクダウンをすることによって、抽象的な目標に至るまでのプロセスを明らかにし、中間的な目標を設定することが重要ということかとの質問に対し、政治によって決まった非常に抽象的な目標だけを記載しているものがあり、それに測定指標が6つ、または7つ以上設定されていると、目標に至るまでのロジックがわからなくなるため、抽象的な目標は、例えば10年かけて達成するものであるかもしれないが、ブレイクダウンして中間的な目標を示し、それに対して測定指標を設定することが重要であるとの回答があった。
- ・ 評価に当たり必要な情報が得られない場合は、どのように対応するのかという質問に対し、好事例の提示を通じてデータ収集に関する方向性を示したいと考えているが、今後の課題であるとの回答があった。
- ・ 本改善方策を踏まえて政策評価を実施することにより、全ての課題が解決するものではないが、かなりの効果が期待できるのではないかとの意見があった。

(2) 事務局から、規制に係る政策評価の改善方策について、資料2に沿って説明が行われた。

その後、規制評価ワーキング・グループの森田主査、岸本委員及び田辺委員から補足説明があり、意見交換が行われた。意見等の概要は以下のとおり。

- ・ 本改善方策について、日本においてもアメリカ等で当然となっている遵守費

用の推計を当然なものとしていきたいとの意見があった。

- ・ 本改善方策は、規制によって生じる負担を可視化する取組であるとの意見があった。また、これまで規制の評価書は規制内容が決まった後に事後的に作成されていたが、規制政策の立案プロセスと規制の事前評価のプロセスが一体化するものになって欲しいとの意見があった。
- ・ 遵守費用の具体的な推計方法に関する質問に対し、代表的な計算方法をガイドラインや事務参考マニュアルにおいて可能な限り多面的に示すこととし、それらの資料については、現場の実態を踏まえて、今後柔軟に改訂することを考えているとの回答があった。
- ・ 影響評価の具体的な手法に関する質問に対し、生じ得る影響項目を可能な限り列挙し、その中で重要なものについては定量化した評価を行うことを想定しているとの回答があった。
- ・ 行政は規制によって生じる民間の負担に対する関心を高めるべきであるが、本改善方策はその課題に取り組むものであるとの意見があった。
- ・ 本改善方策は、これまで確立した仕組みを覆すものではなく、規制の政策評価の考え方や方法を示したものであり、道筋を示し、評価を実施しやすくすることを指向したものであるとの説明があった。また、今後様々な意見を反映させながら、規制の政策評価を発展させていきたいとの意見があった。

(3) 事務局から、公共事業に係る政策評価の改善方策について、資料3に沿って説明が行われた。

その後、公共事業評価ワーキング・グループの白石主査、加藤委員及び堤委員から補足説明があり、意見交換が行われた。意見等の概要は以下のとおり。

- ・ 本改善方策について、管区行政評価局等を動員して情報収集を行い、実態を明らかにしたことは大変有益であり、効力を発揮することを期待したいとの意見があった。
- ・ 事業評価の現場のチェック体制を点検する機会があっても良いのではないかとの意見があった。本意見に対し、事務局から、ワーキング・グループにおいて改善方策を示すまでには至らなかったものの、管区行政評価局等を動員した際に、事業主体における評価の実施体制についても情報収集を行ったとの説明があった。
- ・ 公共事業を官民共同で実施する場合、どのような便益や費用が生じているのかということを体系的に把握する手法は開発されているのかとの質問に対し、例えば、民間が投資する費用も費用便益分析の費用に含めるべきか、民間投資のレバレッジ効果を便益としてどのように評価するかなど難しい問題もあり、今後勉強していきたいとの意見があった。
- ・ 事業完了後の利用者ニーズ等を把握することを提示しているが、例えば道路や堤防など、一旦整備されてしまうと改善に結びつかないものについては負担

を強いることになるため、把握の対象に濃淡をつけるべきではないかとの意見があった。本意見に対し、事務局から、本改善方策の主旨は、全ての事業について事後的なニーズ等の把握を求めているのではなく、整備後の施設の利用状況が低調なものなど、必要に応じて実施するというものとの説明があった。

- ・ スtockマネジメントの視点から、公共建築物などを長期的に活用するために完了後の事後評価でどのような情報を把握するかが重要であり、地方公会計の整備の一環として進められている固定資産台帳の整備と併せて検討することも効果的ではないかとの意見があった。
- ・ 公共事業については、PFIの導入が進んでいるが、今後は、入札段階から貸借対照表や損益計算書を作成しフォローすることによって、収益状況等について明らかにする取組も考えられるのではないかとの意見があった。

(4) 事務局から、次回の審議日程について、資料4に沿って説明が行われた。

以上

(文責：総務省行政評価局)